

2020年2月13日 国土交通省へのヒアリング事項

目次

2020年2月13日 国土交通省へのヒアリング事項.....	1
1. 国交省土地収用管理室に対するヒアリング、.....	2
2. 国交省治水課に対するヒアリング.....	2

1. 国交省土地収用管理室に対するヒアリング、

- 事業認定取消審査請求への対応
 - ① 貯留関数法で使用したデータ不在問題の扱いはどうなっているのか。公害等調整委員会は、「この問題に回答を出せないのであれば、治水に関する利益と不利益の比較考量ができない」（趣旨）としているのであるから、土地収用法第20条3項を満たしていないことになり、事業認定は取消すしかない。
 - ② 利水目的の費用対効果算出で使用したデータ不在問題の扱いはどうなっているのか。公害等調整委員会は、「この問題に回答を出せないのであれば、利水に関する利益と不利益の比較考量ができない」（趣旨）としているのであるから、土地収用法第20条3項を満たしていないことになり、事業認定は取消すしかない。
 - ③ 事業認定取消訴訟は上告まで進んでいるにもかかわらず、審査庁の都合で審査請求の決定を出せていない。その間に事業は進んでいる。事業認定を取消すしかないのに決定を出さないことは不作為行為で違法である。行政不服審査請求人が不利益を被るだけで、行政不服審査法の存在意義を否定するものである。
- 事業認定後の工期9年延長と、水需要予測目標年度20年延長
 - ① 長崎県は、事業認定告後、2015年度の計画変更で工期を6年間延長し、2019年度の計画変更では工期を3年延長している。2度に亘る計画変更で9年もの工期延長している。しかし、石木ダムの治水目的になんら、支障を来していない。この事実は、2012年度の事業認定告示時点で石木ダムの治水目的が緊急課題でなかったことを実証するものであり、土地収用法第20条4項を満たしていない。
 - ② 佐世保市は、事業認定告後、2015年度の計画変更で工期を6年間延長し、2019年度は長崎県の計画変更で工期を3年延長していることを踏まえた再評価を実施中である。2020年2月9日現在、佐世保市は経営検討委員会に工期3年延長を諮っている。1月23日の第1回審議では、「18年先の2038年度を目標年度とし、その計画一日最大給水量を105,549m³/日、計画取水量を118,388m³/日、安定取水量を77,000m³/日、計画取水量が40,000m³/日不足するので、石木ダムへの水源開発事業は必要」としている。
 - 2013年度の事業認定後、利水上の支障は全く生じていない。
 - 需給計画の目標年度を2038年という、2013年度より25年も先にすえている。
 - すなわち、これらの事実は、2012年度の事業認定告示時点で石木ダムの利水目的が緊急課題でなかったことを実証するものであり、少なくとも石木ダム事業認定は利水部分において土地収用法第20条4項を満たしていない。
 - ③ 以上より、国土交通省は、「石木ダム事業認定は、治水・利水両面とも、①事業による利益と不利益の比較考量ができない、②事業の緊急性も認められない。よって、事業認定を取消す」と決定するしかない。見解を求める。

2. 国交省治水課に対するヒアリング

- 「水系でとられてきた治水方針は見直さない」について
 - 長崎県は「川棚川の治水はダムと河道整備による、と決めて進めてきた。途中で見直すことはできない」としている。

- ・ 1997年、河川法改正により、河川法第16条は河川整備基本方針と河川整備計画に分けられた。とりわけ河川整備計画は環境の視点を取り入れ、流域関係者の意見を反映して策定することになった。しかしながら、長崎県は「川棚川の治水はダムと河道整備による、と決めて進めてきた。途中で見直すことはできない」として、石木ダムありきの河川整備基本方針と河川整備計画を策定した。
- ・ 長崎県が「水系の治水整備事業は一度決定して進めてきたことであるから、それ以降はみなおさない」としていることは、事業の必要性再評価の拒否であり、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の否定である。長崎県土木部長は国交省からの出向職員であるが、国交省は何故にこの違法状態を放置しているのか。

・ 基本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ の検証

- ・ 石木川合流地点下流を $1/100$ にする上で基本高水流量 $1400\text{m}^3/\text{秒}$ を採用し、河川整備計画で石木ダム事業を位置付けて現在に至っている。しかし、長崎県が自ら認めているように、石木ダムによる治水効果を期待している区域は河道整備が進み、従来すべての洪水に対応できている。よって、当該地域を石木ダムによるたが費用対効果面で全く無駄。すなわち、 $1/100$ 対応として治水目標流量を基本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ 対応にする必要はない。次に記すように、 $1/100$ 対応として $1,128\text{m}^3/\text{秒}$ を採用していないのは不合理である。
- ・ 川棚川の降雨による洪水基準点（山道橋地点）までの到達時間は3時間としながら、基本高水流量 $1400\text{m}^3/\text{秒}$ 算出の際には、図1に示す昭和42年7月9日型洪水の降雨流出パターンを「到達時間3時間」イベントとして扱って算出している。しかし、図1は明らかに「到達時間1時間」のイベントである。「到達時間内雨量の異常値検討」をするならば、 $138\text{mm}/\text{時}$ の雨量は500年から1000年に一度納涼に相当しているから、異常値として棄却しなければならない。川棚川の洪水では「到達時間3時間」が一般的と称して「1時間雨量強度の異常値検定は不要」としているにもかかわらず、実際には「到達時間1時間」イベントを「到達時間3時間」として採用し、「1時間雨量強度の異常値検定は不要」としているのはまったく非合理であって、 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ は棄却しなければならない。

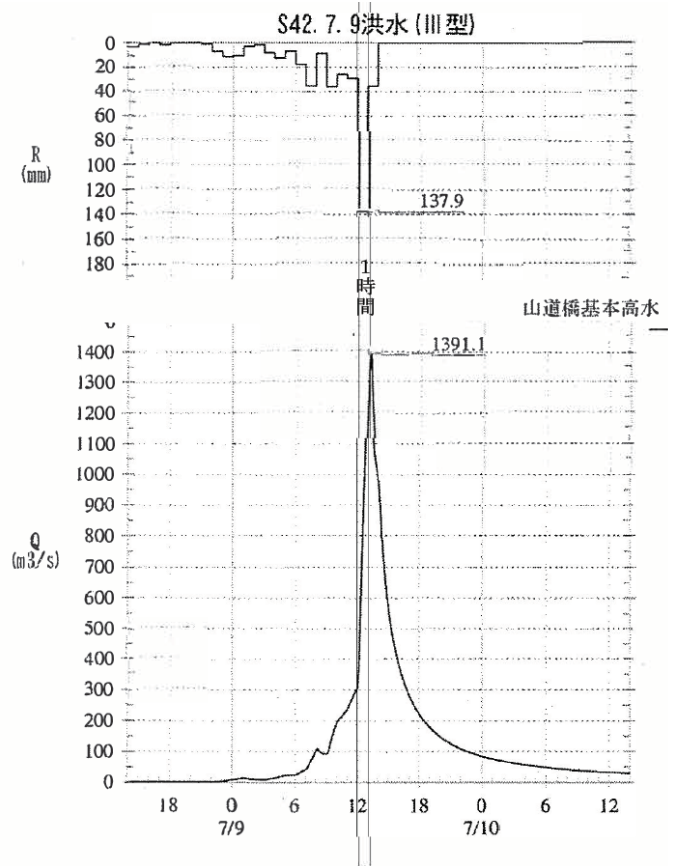


図 5-5-3 基本高水ハイドログラフ（主要地）

- ・ 1/100 の流出計算で最大値であった $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ を棄却すると、第 2 位の昭和 23 年 9 月 11 日型洪水 $1,128\text{m}^3/\text{秒}$ を採用することになる。
- ・ 第 2 位の $1,128\text{m}^3/\text{秒}$ は、上流の野々川ダムによる調節効果 $80\text{m}^3/\text{秒}$ により、山道橋地点では $1,048\text{m}^3/\text{秒}$ になる。 $1,048\text{m}^3/\text{秒}$ は計画高水流量 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ に満たないため、石木ダムによる調節は不要である。
- ・ 上記指摘の検証を治水課に求める。